

民間土地区画整理事業審査会設置要綱

(設置)

第1条 土地区画整理法第20条第3項及び同法第51条の8第3項における意見書の審査を行うため、民間土地区画整理事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 この要綱は、土地区画整理法第3条第2項(組合)及び第3項(区画整理会社)により施行する土地区画整理事業において、同法第20条第1項(組合施行における事業計画の縦覧)及び第51条の8第1項(区画整理会社施行における規準及び事業計画の縦覧)に規定する縦覧後、同法第20条第2項及び第51条の8第2項で規定する意見書が市長に提出された場合、その意見書に係る意見の採択について審査する。

なお、同法第39条第2項(組合施行における事業計画の変更)及び第51条の10第2項(区画整理会社施行における規準及び事業計画の変更)について準用する。

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、拠点整備部都市整備担当部長をもって充てる。

3 副委員長は、拠点整備部長をもって充てる。

4 委員は、次の職にあるものをもって充てる。

(1) 拠点整備部内の各課長

(2) 委員長が審査会ごとに指定する部内の主査相当職若干名

5 委員長が必要と認めるときは、他の部の部長職及び課長職を委員に任命することができる。

6 審査会の事務は区画整理課総務担当において処理する。

(委員長)

第4条 委員長は会務を統括する。

2 委員長に事故のあったときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は必要に応じて審査会を開催する。

(審議)

第6条 委員は意見書の内容を土地区画整理法及び関係法令に則り審査する。

2 委員会は各委員の意見を審議し、全員の同意を得て委員長が意見書に係る意見の採択について決定する。

付則 この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

付則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。